

イギリスにおける学力以外の特性による入学者選抜の公正性

— Contextual Admissions の導入背景と現状 —

沖 清 豪

はじめに

(1) 背景

1990年代以降、高等教育のユニバーサル化や生涯学習社会の到来に伴う高学歴化が世界的に進む中で、1980年代まで大学進学率が他の先進諸国と比較して高いとはいえなかった西欧各国においても、より多くの人々が大学を中心とした高等教育を受ける機会を保障することが求められてきた。とりわけ、従来高等教育へのアクセスが困難だった人々に対して、どのように高等教育を受ける意味を理解してもらいつつ、高等教育への門戸を公正な形で開いていくのかが問われている。こうした動向は「公正なアクセス」(fair access) あるいは「高等教育の機会拡大」(widening participation) と呼ばれ、多様な取組みが各国で進められている。

ではこうした動向は日本においてもみられるのであろうか。日本において公正な入学者選抜に関する議論や政策としては、2010年代末に生じた医学部の入学者選抜における不公正な取り扱いを上げることができる。本事例は、性別や年齢などを非公開の基準として合格者判定を行っていたことが裁判などを通じて認定され、文部科学省の下に設置された専門家会議においても、こうした不公正な選抜を禁止し、選抜のあらゆる段階において公正性を確保するための方策をとることが提言されている(文部科学省 2019)。

一方で、世界的に進められてきた fair access & widening participation 策では、特性によって異なる合格判定基準を設定することを求める改革が進められている場合が少なくない。この場合、ある特性の有無が社会的格差によって生じていると捉え、特性の違いを無視して同一の合格判定基準を適用するのではなく、特性の違いに応じて合格判定基準を変更することが想定されている。つまり入学者選抜の方法や合格判定の基準で公正性や平等性を求めるのではなく、入学者選抜の結果で公正性を担保しようと試みるものであり、後者の場合しばしば一般的な意味での「平等」(equality) であるとは言いがたい取り扱いとなる。

歴史的に高等教育進学率が低かったイギリスの場合、1990年代後半以降、高等教育進学率が上昇していく中で、大学への進学を希望する人々が有する多様な特性である context (本稿では「学力以外の特性」と意識する) に着目し、多様な特性によって異なる合格判定基準を設定する選抜

制度の利用が拡大してきている。さらに、この選抜制度の利用と学費設定とを政策的に連動させることで、中央教育行政レベルで特性によって異なる合格判定基準を設定し、高等教育進学者の多様化を進めてきている。

(2) 日本における先行研究

さて、こうしたイギリスの状況について日本国内の研究・紹介動向を確認すると、大きく二つの流れを確認することができる。

一つが、2000年代から2010年代にかけての学費値上げ策との関連での調査研究であり、「高等教育の機会拡大」策導入をめぐる動向(米澤 2009)や「特性」による進学率格差をめぐる動向(濱中 2015)が紹介されてきた。こうした学費との関係で入学者選抜が統制されていることについては、2020年代においても同様であることが確認されている(佐藤・山村 2023)。

もう一つが、入学者選抜自体の調査研究である。イギリスにおける伝統的かつ現在も続いている GCE A レベル試験の改革動向(沖 2019)や特に A レベル試験の結果の公表の前に合格判定が行われていることによる弊害を踏まえて PQA (Post-Qualification Admission) 制度の導入が検討されてきたことについての調査研究(花井 2022; 沖 2022)、あるいは条件付き合格 (conditional offer) の動向についての調査研究(横山 2020)等が挙げられる。特に「特性」に基づく選抜については、「イギリスでは、個々の志願者の学校での生活や社会活動などに加え、志願者の社会的背景も加味」(二宮 2020: 208) したものであると指摘される一方、近年の調査研究全体としては「近年のイギリスにおける高大接続改革の議論やそこから大学入学者選抜における公正性の在り方や考え方、どのようにそれを確保しようとしているかについては明らかにされておらず、研究の余地がある」(花井 2022: 47) との指摘も無視できない。

(3) 課題設定

以上のような日本における先行研究の動向を踏まえると、大学入学者選抜における「特性」に基づいた公正性をめぐる議論は、「誰が、なぜ、大学に進学しないのか」という古くて新しい問題を考える際に、世界的な動向を把握し、翻って日本の大学入学者選抜の有する特性や今後検討すべき課題を理解する際に一定の意義があるものと思われる。

本稿は、イギリス(イングランド)における大学入学者選抜において、fair access & widening participationを進めるための入学者選抜改革の一環として導入する大学が拡大している、コンテキスト(context)、すなわち多様な「学力以外の特性」による入学者選抜(Contextual Admission, CA)」制度の概要を確認し、入学者選抜制度改革における公正性(fairness)をめぐる議論の現状と日本の大学入学者選抜への若干の知見を得ることを目指すものである。

1. 学力以外の多様な特性による入学者選抜導入の背景

(1) 現在の大学入学者選抜制度の概要

初めに、本稿での議論の焦点を把握するために、2000年代以降のイギリスにおける大学入学者選抜制度を概観する。

イギリスでは、14歳時点で中等教育修了資格（GCSE）を受験したうえで、中等教育段階としてのシックス・フォームにおける通常2年の教育を経て、全国資格試験である GCE A-level 試験を3教科以上受験する。また、この履修・受験科目はシックス・フォーム修了時点で進学を想定している大学や学問領域で求められている必須の科目群を意識して選択することが前提である。したがって、4科目以上の優れた成績が必要となる選抜性の高い大学を志望する学生は、より多くの科目を履修することになる。また、近年ではプロジェクト型学習資格（Extended Project Qualification, EPQ）を A-level 試験相当のものとして準備している試験団体もあり、入学者選抜にあたり EPQ の成績を重視する大学もみられる（花井 2025）。

2010年代の改革を経て、現在では A-level 試験は年間1回の受験機会となっている。試験の実施団体はイギリス全体で6団体となっており、それぞれの団体が独自に設定した複数の日程と試験実施科目に基づいて試験が実施されている。受験生は自らが受験すべき科目について、どの団体の試験を受けるかを選択し、その日程に基づいて受験することになる。A-level 試験の評価は A+、A、B、C、D、E までの合格と最低合格水準である E に達していない場合の U、試験で求められている要件を満たしていない場合の X の8段階で表示される。段階それぞれの割合は年度や科目によって異なる。

また、一般的に A-level 試験以外の多様な資格試験間での互換性を担保するために、こうした評価はそれぞれ得点化（tariff points）とされており、記号による評価と併せて得点によって合格の目安を超えているかどうかを判断することができる。

出願にあたり、受験生は志望する大学がコースごとに設定・公開している合格の目安となる試験結果（受験科目の段階別評価を指標とする成績規準）を踏まえ、A-level 試験の受験（通常毎年6月）前に自らの成績を自ら予想した成績（predicted grades）をもとに前年度9月から1月下旬にかけて出願する。その際には、志望大学（最大5大学まで登録可能）や志望動機を記載する出願書類と併せて、自らの学力以外の特性に関する情報も登録することが可能となっている。

大学は受験性が提出した出願書類と予想した成績に基づいて、①条件付合格（実際の A-level 試験の結果の tariff points が目安を超えた場合に合格とする）、②無条件合格（A-level 試験の成績を問わず合格とする）、ないし③不合格と判定し、その結果は UCAS を通じて8月下旬の成績発表日に受験生に通知される。出願した大学がすべて不合格となった場合、あるいは条件付合格を受けていたものの、実際の A-level 試験結果が要件を満たさなかったと判断された場合は、

clearing と呼ばれる再出願制度を利用し、定員未充足の大学から改めて志望大学を選択することとなる。

A-level 試験制度はシックス・フォームの1年目の終わりに受験する AS-level 試験とともに、2010年代を通じて断続的に改革が進められてきた（沖 2019等）。さらに、Covid-19下の2020年6月と2021年6月には A-level 試験が実施できず、高校での成績に基づいた評価が実施されるといふ事態が生じた。結果的に、2020年度から試験が再開された2022年度までは特に成績評価のインフレが生じており、Ofqual（The Office of Qualifications and Examinations Regulation）のデータによれば、その前後では A* が出願者全体の10%弱、A が20%弱で推移してきたところ、2020年から2022年度までは A* が14.3%、19.1%、14.5%、A が23.9%、25.2%、21.4%を占めており、出願に大きな影響を与えたとされている⁽¹⁾。

(2) イギリスの大学入学者選抜の課題と CA 導入までの経緯

さて、20世紀以降のイギリス中等教育と高等教育は、進学先となる教育機関の選択や進学率自体に、伝統的な階級・階層格差が存在していたとされ、その是正が検討されてきた。例えば、中等教育改革では、1944年教育法の下での三分岐型中等教育に対して総合制中等教育の導入が議論されてきた。

一方、高等教育段階では1980年代までは大学進学率自体が高いとは言えなかったため、進学率をめぐる格差が必ずしも自明なものとして議論されてきたわけではなかった。しかし、1997年のデアリング報告書（Dearing Report）に基づく生涯学習社会の実現の梃として、大学進学率の改善が目指された。その結果、特に従来大学への進学者が多い地域と少ない地域が政府による POLAR（ポストコードに基づく高等教育機会格差の指標）の開発と公表によって明示化され、POLAR で進学率が他よりも低いとされた地域の若者に対して、様々なアウトリーチ策によって大学を理解してもらい、進学率を上昇させる取組である AimHigher 策がとられた。この結果、若い世代全体の大学進学率自体は上昇したが、階層・各種の集団間の進学率格差は縮小したわけではなく、格差が依然として残ることとなった（沖 2017）。

また、進学者の多様化に伴い、大学中退者や成績不振者が増加したことを踏まえて、大学教育の機能としての卒業後の就職などのキャリア形成に対する貢献、そのための employability への着目、およびこうした機能を確認するために必要となる学生調査の必要性が指摘されることとなった（Yorke 1999等）。

しかしながら、2000年代までのこうした取組みによっても進学率格差是正が進んだわけではない。より適切な大学入学者選抜のあり方を検討したシュワルツ報告（AHESG 2004）が、より透明性のある公正・公平な入学者選抜を提唱し、結果的に A-level 試験の改革につながったものの、これだけでは特に選抜性の高い大学の進学者内での格差是正が進まないという認識も共有された

(Harrison 2011等)。

結果的に2006年に OFFA (Office for Fair Access) が設置され、改めて格差是正策として、A-level 試験の成績「以外」の基準、すなわち受験生の多様な「特性」を合格判定において重視した試験制度を導入して、大学入学者層にみられる格差是正の手段とし、大学入学者の多様性(とその改善策の取組状況)を示す情報公開データとしてのアクセス・アグリーメント (Access Agreement, AA) の作成が求められ、AA に記載した格差の改善状況の目標と取組状況が個別大学において学費値上げを行うための条件とされた (沖 2022)。

しかし、こうした取組にもかかわらず、例えば2019年のオウガー報告 (Augar Report) にみられるように、「障害のある学生の入学、参加、および大学での成功を進めるための全体的な対応策」(DfE 2019: 77) が必要であるという格差是正を求める指摘が続いている。

伝統的な学力試験としての A-level 試験の結果を重視した選抜は、少なくとも表面的には公正性が担保されてきた⁽²⁾とされる一方、多様な「特性」をどのように評価し、入学者選抜に利用すれば、こうした公正性が担保されることになるのであろうか。

本稿では、以下 CA の概要を確認し、その導入をめぐる賛成と反対の意見を検討することで、公正性がどのように理解されているかを検討する。

2. 学力以外の特性による入学者選抜 (contextual admissions, CA)

(1) CA の概要

はじめに、入学者制度に関与する行政機関である OfS (学生局) と実際の業務を担当する UCAS による CA の説明を確認する。

OfS は CA を 4 種類の選抜方法として説明している⁽³⁾。

- ① 公表されている合格基準に基づいて、すなわち A-level 試験の成績が同じ受験生内で、CA 該当者が優先的に合格者となる制度
- ② 公表されている合格基準よりも 1 段階以上低い成績で合格を認める制度
- ③ 無条件合格、すなわち学力試験結果を問わず別の要件だけで合格を認める制度
- ④ 学位前プログラムとしての foundation year (programme) への入学を認め、1 年後に正式入学の可否を検討する制度

また、UCAS は志願者の特性に関するデータ (contextual data) に基づき、CA に基づいて実施する合格者決定 (contextual offers)、あるいは大学によるアウトリーチ活動の評価を加えての合否判定を行う入学者選抜制度として広く捉え、CA を 6 種類の取組として説明している⁽⁴⁾。

- ① 合格要件の成績 (grades) よりも 1、ないし 2 以上低い結果で合格を認める
- ② foundation year の入学を認める
- ③ 面接時における配慮

- ④ (学力面で) 無条件に合格認定
- ⑤ 試験の際に志願者の潜在的能力を最大限発揮できるように配慮
- ⑥ 合格認定にあたってその他の特別な配慮

なお、UCASはこうしたCAを実施するために、出願時に以下のようなデータを志願者から収集している。

- ①必須： 性別、ポストコード(地域の指標)、所属学校(教育水準の指標)、等
- ②任意(多様性・包摂性セクションで)： 民族、宗教、性的志向、ケアの必要性、親の学歴・職業、等
- ③任意(追加情報セクションで)： 心身の長期疾病、親の養育放棄、ヤング・ケアラー、子育て(の責任)、難民の地位、保護者の軍務経験、志願者本人の軍務経験、学校教育段階での無償給食資格の有無、等
- ④直接ではなく間接的に収集： 親の収入(SESを判断する情報やFSMの情報で代替)

CAを実施する大学はUCASから上記の①から③までの志願者のデータのいずれかを選択して受け取り、個別大学の判断で適用基準を任意に設定してCAによる合格者を決定する。

さて、こうした多様な特性に関する情報を収集することになった背景として、OfSの大学教育に対する危機意識と対応方針の転換がある。OfS(2019)では、入学者選抜だけでなく、入学後の教育やその成果においても格差が残存していることに注意を喚起し、今後の大学教育改革において、大学入学時(入口)、入学後の教育課程(中身)、卒業後の進路(出口)それぞれについて改善を図り、その成果を公表することが重要であると指摘している。

具体的には、1997年のDearing報告書以降、公正な進学機会の提供(fair access)や従来高等教育にアクセスできなかった人々の機会の拡大(widening participation)が進められ、入学後の教育の中でも学業不振者や中退予備軍への配慮や、卒業後の成功(success)を保障する取り組みの進展とその改善が停滞(stagnation)し、結果的に入学時の格差がそのまま卒業後の進路・就職における格差として残存している点を指摘している(OfS 2019: 27-41)。

また、それぞれの段階において、配慮すべき特性として、

- ① 入学時における地域格差、成人学生、ケア・リーバーや多様なマイノリティ、男性⁽⁵⁾への配慮の重要性
- ② 教育課程における、特に新たな階層や社会的背景を有する入学者の基礎学力不振
- ③ 卒業時の成績不振とその結果による学位の格差、さらにその結果としての成功、すなわち学位に見合う職種への就職に関する格差

を指摘している。

こうした大学入学前から卒業後の進路・就職に至るまでを視野にいれた改革を図るために、特に2010年代後半以降、学費値上げを意図する大学が作成すべきAPP(Access and Participation

Plan) においては、入口・中身・出口をライフサイクル (lifecycle) と捉えて、その全体としての成功を目指す方策の立案が求められている (OfS 2019)。

(2) CA 導入推進派の議論

さて、CA を導入する社会的背景だけでなく、導入・推進にあたって研究とそれに基づく実践の蓄積、および政策的誘導がなされた点も重要である。

イギリスにおける入学者選抜の公正性については Boliver, V. およびその研究協力者が、Boliver の所属するダラム大学のデータや実践を踏まえて、積極的に研究を進めてきた。特に 2010年代後半において OfS が CA 導入を提唱するにあたり、様々な文脈で Boliver の研究成果やダラム大学の実践例を紹介することで、個別大学の成果としてだけでなく、全国的な政策につながる実践となっている。

Boliver は特に従来の機会の平等性 (同一試験の結果に基づく合否判定) という考え方よりも機会の公正性 (試験を受験する前に存在する格差を調整した合否判定) や結果の公正 (入学後の教育や卒業後の進路まで視野にいれた対応策の検討) を重視すべきであるとして、入学者選抜の公正性を検証し、CA 導入の正当性を主張してきている。

近年の Boliver, et al (2022) では、従来の入学者選抜では同じ成績 (試験結果) でも社会・経済的背景の差で入学の可否に差異があると指摘し、大学入学者選抜の原理を、伝統的な能力 (学力) に基づく「機会の平等」モデルから多様な特性や能力に基づく「機会の公正」モデルへと転換することを主張している。

こうした主張やダラム大学における CA 実践の蓄積は、1990年代以降、中央政府によって進められてきた入学者の多様化政策に研究と実践上の根拠を与えるものとなった。すでに述べたように、2000年代に OFFA によって導入された AA (Access Agreement) が OfS による APP (Access and Participation Plan) 作成要請へと転換している。APP は、より戦略的に fair access と widening participation 策を入学者選抜で実施し、さらに大学教育を通じての「支援」と卒業後の「進路」を検証し、その結果の公表を要請している。

それでは、こうした研究・実践や政策的誘導に対して、多くの大学はどのように捉えているであろうか。

大学総括団体である Universities UK (UUK) は、条件を設けつつ CA を推進することを提唱している。UUK (2020) は、CA を積極的に導入することを提言しつつ、その前提として CA を適用する際の項目と適用条件の透明性も求めている。

この適切な適用条件として、① FSM (無償給食=家庭の経済状況)、② Index of Multiple Deprivation (IMD) データによる居住地情報、および③ ケアの経験 (ケアをする側/受ける側) を上げている。また複数の適用条件が満たされている場合に、CA を適用する最低基準を明確化

すべきとも主張しており、いずれも透明性に関する懸念が示されていると解釈できる（UUK 2020: 14, Annex 2）。

なお、適用条件の透明性については OfS（2019）でも同様の主張がなされており、APP においてもできる限り CA 等の適用条件を明示することが期待されている。

また、伝統的な選抜性の高い大学で構成されている Russell グループの報告書（Russell Group 2025）でも、格差是正策として従来以上に積極的に CA を活用するよう提言している。

（3） CA 導入慎重派・批判派の議論

大学団体の多くが CA 導入に積極的な姿勢を示す一方で、CA の導入に対しては懸念が示され、あるいは批判的な主張も少なくない。

CA を推進する立場をとっている HEPI が選抜性の高い大学に所属する学生を対象として行ったアンケートでは、CA 導入の背景となる地理的格差が成績に反映すると考え、大学入学者選抜において社会・経済的背景を配慮すべきと考える学生が7割を超えているものの、CA 導入にあたって成績評価を下げて合格を決定することについては賛否が拮抗している。そもそも自分の大学で CA を導入していることを知らない学生が65%となっていることから、実際には現在の学生に CA 制度が十分理解されているとは言い難い現状が確認できる（Dale-Harris 2019）。

また、元教育省高等教育担当職員である Iain Mansfield（保守党系シンクタンク Policy Exchange の research director）は、アクセスの格差の説得力ある証拠が不足しているとして Boliver, V. らによる一連の研究の正当性を批判している。具体的には、こうした研究では目的と方法が混同されており、機会の拡大が自己目的化していると指摘し、CA の入学者の成績が低い状況にあることを指摘して、CA の問題については、「成果の平等」から考えるべきであると主張している（THE 2022年10月3日記事）⁽⁶⁾。CA による入学者の成績が全体的に低いことは Boliver & Jones（2025）でも指摘されている。

また、Williams（2020）はマス化に対応して進められてきた入学者選抜改革全体を批判し、①PQA への転換を進め、実際の成績が確定する前の合格判定を廃止するなど A-level 試験の再改革を実施すること、②無条件合格（unconditional offer）を停止、ないし成人学生の場合等に限定すること、③ルーティーン化した学生の特性による合格（contextual offer）を停止すること、を求めている。Williams（2020）は学生の意欲低減などによる学力水準の全体的な低下のリスクを主張し、機会の平等性を重視するために大学進学以外の職業教育などにつながる進路提供を充実させることにより、「通過儀礼」と化している現在の高等教育の終焉を提唱している。

3. CA の適用基準をめぐる論点整理

(1) 各団体が提唱する CA の適用基準

CA をめぐる議論では、その導入理念の適否をめぐるものと、CA 導入を前提としたうえでその適用基準の透明性・妥当性を検証するものがある。本節では、CA の適用基準がどのように整理されてきたのかを確認することとしたい。

例えば、UCAS はそのウェブサイト⁽⁷⁾で、CA で想定される適用基準として、①社会経済的状況 (SES) による家庭外要因としての居住地や出身学校、② SES による家庭内要因としての家計、保護者の学歴、保護者が不在である状況、あるいはケア・リーバーないしヤング・ケアラーの経験、③本人の特別なニーズとしての、心身の障害、および④大学が提供する入学前教育の一部であるアウトリーチ・プログラムへの参加、と説明している。

また、UUK (2020) では CA について望ましい適用基準として、① FSM (free school meals) の経験の有無を指標とする家庭の経済状況、② IMD (Index of Multiple Deprivation) を指標とする地域の経済状況、および③ケアの経験 (ケア・リーバー、ヤング・ケアラー) が挙げられている。

一方、格差是正に取り組んできた Sutton 財団は多面的な適用基準を提案している⁽⁸⁾。

第一に、SES による家庭外要因として、A-level 試験を受験した際の所属学校・カレッジ全体の学業成績が全国平均と比べて低い場合、ポストコード (居住地) に基づいた ACORN (CACI による社会・地理的指標に基づく消費者分類) が低い場合、IMD、SMD、WIMD (北アイルランド以外の 3 国におけるポストコードに基づく地域格差指標) が低い場合、および POLAR が低い場合を CA の対象とすべきであるとしている。

第二に、SES による家庭内要因として、公式ないし非公式なケアの経験、過去 6 年にわたり学校給食無償計画 (FSM) の対象であったかどうかによって代替的に示される家族の経済状況、高等教育進学的第一世代である場合、およびヤング・ケアラーとしての責任を有する場合を CA の対象とすべきとしている。

第三に、志望者本人の属性として、本人の特別なニーズ、難民の地位を有する場合、また民族や障がいなども考慮すべき事例となることを指摘している。

第四に、入学前の教育経験として、A-level 試験に教科・科目以外の試験として設定されている、第 1 節で言及した拡張プロジェクト資格 (EPQ) の利用や、個別大学や民間団体で実施されているアウトリーチ・プログラムへの参加を CA の指標とすることを提唱し、教科学力以外の資質能力を評価することによる格差是正が必要であるとしている。

入学者選抜に関与する UCAS と統括団体である UUK が提唱している適用基準は限定的な基準を想定しているのに対して、Sutton 財団の主張は網羅的かつ多様な観点での適用基準を提言

している点が注目される。

(2) EORR による適用基準としてのリスクと指標

今後 CA の適用基準をどのようにすべきかについては、APP で記載が求められている内容とも関連してくることになる。特に2025年秋からの新学期からの4年間に適用される APP では、OfS から当該大学の教育における「機会の平等のリスク」を記載することが求められており、その指標が EORR (The Equality of Opportunity Risk Register) として公開されている。

EORR は学生が大学教育を通じて考慮すべき12のリスクを学生生活 (lifecycle) の3段階と組み合わせて提示するとともに、そのリスクがどのような特性を有する学生に影響するのかについて、その学生の特性を17類型に整理したものである。

EORR が想定している12のリスクは、①知識と技能 (基礎学力)、②情報とガイダンス (キャリア意識)、③高等教育の認識 (大学教育の意義や実際に対する理解)、④合格率、⑤コース選択や提供方法における選択肢の制約、⑥学術的な支援の不十分さ、⑦個別支援の不十分さ、⑧メンタル・ヘルス、⑨ Covid-19の継続的影響、⑩教育費用の圧力、⑪住居等に関する課題、および⑫高等教育修了後の進路、となっている。

また、17に類型化された特性は、①低収入 (FSM を代替指標として設定)、②民族 (ブラック / ホワイト / アジア / 複数 / その他)、③信仰 (キリスト教 / イスラム教 / その他)、④高等教育第一世代、⑤障がいをもつ学生 (SEN 含む)、⑥成人学生、⑦自宅からの通学生、⑧国防省管轄下の教育を受けた学生、⑨ LGBT + 学生、⑩家族と疎遠になった学生、⑪親の責任を有する学生、⑫ケアを受けた経験のある学生、⑬ヤング・ケアラー、⑭卒業後の状況・職種、⑮ジェンダー (男性・女性)、⑯在監者、および⑰高等教育機関で職業訓練を受ける場合、と整理されている。それぞれの特性について、12のリスクがどのように生じる可能性があるのかが EORR に記述されており、大学はそれぞれの APP を立案し、機会格差改善を図るための取組を始めるにあたって、自らの大学の課題をリスクとして説明し、その現状と対応策について APP に記載することが求められている⁽⁹⁾。

(3) 適用基準をめぐる現状

EORR の整理は網羅的なものとなっており、多くの大学は複数のリスクがあることを APP に記載し、その改善のための改善策をまとめ、4年間のうちに設定した改善目標を達成することが期待されている。この APP 作成が2025年度からの£9,250から£9,535への学費値上げのための必須条件となっており、現在の高等教育政策は学費政策と教育格差是正策とを密接に連携させて改善を実際に図っていかようとしている点が特徴となっている。

それでは実際にこうした特性とそれに伴ったリスクはイギリス全体でどのように顕現化されて

いるのであろうか。

House of Commons Library が刊行した研究報告である Bolton & Lewis (2024) は、データによる格差の確認とその格差が生じた原因について整理しており⁽¹⁰⁾、特性に基づいた格差として、以下の7点が指摘されている。

- ① 性別では、女性が進学率については高い一方、就職先や収入については低い。
- ② 民族では、White と他の属性の集団との間で見た場合、White は進学率や中退率について問題を抱えている一方、他の属性の集団は成績や就職率について問題を抱えている。
- ③ 障害の有無については、障害を有する場合に就職率が低くなっているが、過去の状況からみると、改善傾向にある。
- ④ 社会・経済的地位の指標とされる FSM 取得者の場合、進学率は低く、中退率が高い。
- ⑤ 地域格差では、POLAR で大学進学率が低いとされる地域出身の学生は、中退率、就職率、就職先、給与のいずれも、進学率が高い地域出身の学生よりも課題を抱えている。

また分析を進めた結果、特に社会・経済的地位が低く、男性であり、かつ White である学生の進学率が顕著に低いこと、またマイノリティの民族であり、かつ男性である学生の場合、進学率が低く、かつ中退率が高いという大学への不適応が確認できることも明らかとなった。

こうした格差の要因として、Bolton & Lewis (2024) は、①社会・経済的格差や地理的格差による KS4段階の学業成績、②不十分な進学相談体制と進学支援（進学率、中退率）、③経済問題（社会・経済的格差との関係で進学意欲の冷却化）、④生活費の高騰、⑤地域移動の減少（自宅からの通学へ）、⑥メンタル・ヘルスの問題、⑦キャンパスにおけるハラスメント、の7点を挙げている。これらの項目は EORR における12のリスクと連動しているようであり、今後の政策において、こうしたデータに基づく分析が政策形成にどのような影響を持つかが注目される。

結び 得られた知見

(1) 議論の整理

本稿では「学力以外の多様な特性」による入学者選抜制度である CA (Contextual Admission) の概要、および CA 導入にあたって示されてきた論点を確認し、入学者選抜制度改革における公正性をめぐる議論の現状を整理した。また、近年整理されてきた特性の具体的な内容やそこに生じている格差について、イギリス内での分析結果を確認した。

CA 導入を推進する研究者や行政機関の論理は、20世紀以来の大学進学率には多様な背景から生じる格差が影響しており、結果的に高等教育への機会を失っている層が一定数いるとともに、それが大学進学率の上昇を制約しているという認識に立っている。もし、居住している地域で大学進学率が極端に異なっているのであるとすると、その違いは学力といった個人の能力ではない別の原因で制約が生じているのであり、その直接・間接的な指標となるのが志願者の特性である

と考えるものである。

したがって、もし何らかの格差が生じているのであれば、その格差の存在をデータに基づいてリスクとして明らかにし、格差是正のための方策を入学時や入学後の教育プログラムの中で達成していく必要があるのだとの認識に基づいている。

一方、CA 導入を批判的ないし懐疑的に捉える論理は、A-level 試験の成績以外の特性を導入し、合格基準を多元化することが、中等教育段階における資格試験軽視につながり、結果的に学生の基礎学力低下や就職時において期待される力量形成が進まなくなることを危惧している。この考え方は、受験機会・合否判断を公平かつ平等に保つことが、大学全体だけでなく個々の学生の学術的な能力水準の維持につながり、結果的に（能力による）機会の平等性を重視することにつながると捉えるものとなっている。

CA 推進派としては、本人の責に帰すべきではない特性によって大学進学のために格差が生じてしまうことを不公正だと捉え、こうした不公正を解消するために CA によって不利な立場にある受験者を合格させることが選抜結果の公平性、すなわち（能力によらない）「機会の公正性」を重視し、社会全体の社会的多様性・流動性の確保を目指すことにつながることになる。

さらに、近年の APP の導入とその計画に基づいた入学者選抜の改善を図る取り組みでは、必然的に、より戦略的な fair access と widening participation 策としての CA を重視することになる。加えて、APP では大学教育を通じての多様な「支援」と卒業後の「進路」を検証し、その結果の公表が求められており、CA や関連施策が単に入学者選抜をめぐる議論に留まらず、大学が学生の入学前から卒業後までに関与し、大学教育の成果の公正性を想定する議論につながっている。

こうしたイギリスでの議論は、日米で従来から大学改革の際に問われてきたエンロールメント・マネジメントと重複する部分が多い。イギリスの場合、入学前から卒業後までを学生のライフサイクルと捉え、そこにリスクを見出し、学生の特性とリスクとの関係を分析することに焦点が当てられている点が特色であるといえるであろう。

(2) 日本への示唆

それでは、CA は日本の入学者選抜や大学教育改革を考えるうえで、どのような示唆を有するであろうか。

第一に、そもそも CA は日本の文脈で考える場合に、本当に社会的に公平なのかという点が問われる。この点について、改めて OfS による CA の説明を確認することとする。

CA の説明の①、「公表されている合格基準に基づいて、すなわち A-level 試験の成績が同じ受験生内で、CA 該当者が優先的に合格者となる制度」を日本の入学者選抜の中で想定した場合、一般選抜の学力試験において同一の得点をとった場合に志願者の特性によって合格・不合格が分かれるという制度になる。学力選抜と調査書などを組み合わせて多様な側面から合否判定をすべ

きという高大接続改革での議論を踏まえると、一定の合理性を有する制度となりえるが、この制度が社会的に受容されるか否かについては一考の余地がある。特に不合格の受験生にとっては、自らに特別な「特性」がないことによって不合格になったということになり、公正性に対する疑義が生じうる。

また、②「公表されている合格基準よりも1段階以上低い成績で合格を認める制度」も①と同様に、学力試験の得点が公平・公正な判定尺度であるという認識が支配的な日本においては、こうした制度を導入する場合の「特性」や試験の規模について十分な配慮が必要になる。

一方、③「無条件合格、すなわち学力試験結果を問わず別の要件だけで合格を認める制度」はすでに、学校推薦型選抜や総合型選抜で事実上実施されてきたといえる。日本の場合はイギリスでも問題となっている条件付無条件合格（conditional unconditional offer）と呼ばれる制度と同様に、入学を確約することを条件とした無条件合格（A-level 試験の結果を利用せず合格を決定する）について、どのように考えるかが問われることになる。

最後に、現在日本ではほぼ実施されていない「④学位前プログラムとしての foundation year」については、イギリスの場合、主に成人の大学入学志望者を対象とした場合が多くなっているとされる一方、1年後に学士課程に入学が保障されていないという不安定な状況が続くことの是非も問われることになる。

結局、日本における公平性をめぐる議論は試験制度・評価制度の公平性、すなわち受験機会の公平性を担保するための機会の平等性に焦点化される傾向にあり、大学進学が有する階層移動の意義や特性を踏まえた試験制度の設計という視点は限定的である。日本における個人の特性に応じた選抜試験としては、例えば難民資格を有するという特性に基づいた UNHCR 難民高等教育プログラム等に留まり、こうしたプログラムもまた適用されている大学は限定的である。つまり、「選抜結果の公平性」についての議論は日本では十分蓄積されていないのである。

日本の場合、高等教育の無償化に代表される入学後の経済支援（奨学金）など代替的な方策によって教育機会の保障を図ることが高等教育機会の公正性を担保すると認識されているように思われる。階層移動を高等教育機関の使命として政策レベルで検討しているかどうかという点で、大学教育観に関する日本とイギリスとの違いを指摘できる。格差是正や階層移動といった考え方を日本でどのように受け止めることができるのかは今後の検討課題となるであろう。

(3) 今後の課題

本稿で議論しきれっていない点が多いが、特に重要な点を2点指摘しておきたい。

第一に、本稿では、2000年代以降のイギリス（イングランド）大学経営や大学教育改革において重要な位置を占める AA および APP について、十分な検討を行っていない。本稿でも一部言及した「教育の機会のリスク」をさらに検討するために、2025年9月より導入第3期を迎えた

APP の理念と個別大学の現状については、改めて検討することとしたい。

第二に、エンロールメント・マネジメントとの対比で言及した学生の入学前・在学中・卒業後に注目した教育改善は、イギリスでは、ライフサイクルプロジェクト (Wextlake 2017)、あるいは学生のアウトカムと経験に基づく指標 (OfS)⁽¹¹⁾と呼ばれている。こうした改善では、入学 (アクセス)、在学中の学習継続 (留年・中退防止)、学生の視点の導入、取得学位 (成績)、および卒業後のキャリア・職種等を総合的に捉え直されている。APP の研究と並行して、こうした観点からの大学教育改革の可能性についても引き続き検討することとしたい。

注 (リンク先の最終アクセスはすべて2025年9月18日)

- (1) Qfqual の A-level の成績データについては、以下のサイトからダウンロードして分析した <https://analytics.ofqual.gov.uk/apps/Alevel/Outcomes/>
- (2) ここまでの記述でも明らかなように、イギリスの入学者選抜では、実際には A-level 試験で求められている成績基準を満たしている志願者から、さらに UCAS に提出している出願書類の内容で合否判定が行われる。その際の基準は明示されることがない。従って、CA の積極的導入以前から、日本の入学者選抜において想定されている「公平・公正性」とイギリスのそれとは重視している点が異なる。
- (3) <https://www.officeforstudents.org.uk/for-providers/equality-of-opportunity/effective-practice/contextual-admissions/>
- (4) <https://www.ucas.com/applying/applying-university/individual-needs/contextual-admissions>
- (5) イギリスの場合、大学進学率や入学後の成績について女性よりも男性のほうが一般的に低くなっており、支援の対象となる場合がある。
- (6) Contextual admissions 'as abhorrent as racism'? ex-DfE adviser (THE 2022年10月3日記事)
- (7) 前掲注(4)
- (8) <https://www.suttontrust.com/contextual-offers-tool-for-uk-universities/>
- (9) <https://www.officeforstudents.org.uk/eorr/>
- (10) 分析に利用したデータの出典は、DfE (2023) **Widening participation in higher education** である (Bolton & Lewis 2024)。
- (11) <https://www.officeforstudents.org.uk/data-and-analysis/student-outcome-and-experience-measures/>

文献表 (リンク先の最終アクセスはすべて2025年9月18日)

- 沖清豪 (2017) 「イギリスにおける高等教育の機会是正政策とその限界」『教育制度学研究』第24号、pp.26-31。
- 沖清豪 (2019) 「英国における高大接続改革の背景：高等教育への機会の公正・公平性をめぐって」『Waseda RILAS journal』vol.7、pp.105-114。
- 沖清豪 (2022) 「COVID-19の影響下におけるイギリスの公正な大学入学者選抜改革—PQA (Post-Qualification Admission) 導入をめぐる議論—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第67号、pp.91-100。
- 佐藤智美・山村滋 (2023) 「イギリスの高等教育授業料・生活給付金政策と進学拡大政策の変遷—イングランドの授業料高額化が進学機会均等化を囑望されるまで—」『大学入試センター研究紀要』第48号、pp.1-28。
- 二宮衆一 (2020) 「イギリスの A レベルと多様な入学資格—受験機会ではなく、進学機会の公平性を」伊藤実歩子『変動する大学入試—資格か選抜かヨーロッパと日本』大修館、pp.201-226。
- 花井涉 (2022) 「大学入学者選抜における公平性・公正性に関する研究—イギリスの高大接続からの検討—」『九州教育学会研究紀要』第50巻、pp.45-52。

イギリスにおける学力以外の特性による入学者選抜の公正性

- 花井 渉 (2025) 「イギリスの後期中等教育段階における総合・探究学習音実践と評価— Extended Project Qualification (EPQ) に着目して—」『比較教育学研究』第71号、pp.33-51。
- 濱中義隆 (2015) 「高等教育機会と授業料・奨学金」、日本学生支援機構『イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書』、pp.53-71。
- 文部科学省 (2019) 『大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について (最終報告)』。
- 山村滋 (2022) 「高等教育進学データから見た格差問題と社会的公正」『日英教育研究フォーラム』第26号、pp.31-36。
- 横山英季 (2020) 「無条件オファーと高等教育参加機会拡大政策が英国の「恵まれない環境」にある学生たちに与える影響」日本学術振興会『令和元年度日本学術振興会国際学術交流研修海外実務研修報告集』、pp.170-188。
https://www.jsps.org/publications/files/lon_yokoyama.pdf
- 米澤彰純 (2009) 「第8章 イギリスにおける授業料・奨学金制度改革の動向 第2節 イギリスにおける Widening Participation 政策の実際」文部科学省『高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』(平成21年度先導的大学改革推進委託事業)、pp.160-177。
- Admissions to Higher Education Steering Group (2004) **Fair Admissions to Higher Education: Recommendations for Good Practice (Schwartz Report)**, DfES.
- Boliver, V., Banerjee, P., Gorard, S. & Powell, M. (2022) Reconceptualising Fair Access to Highly Academically Selective Universities, **Higher Education**, 84: 95-100.
- Boliver, V. and Jones, K. (2025), Evaluating Contextual Offer Making at Durham University, **Higher Education Quarterly**, (79): e70025. <https://doi.org/10.1111/hequ.70025>
- Bolton, P. & Lewis, J. (2024) **Equality of Access and Outcomes in Higher Education in England**, HCL Research Briefing.
- Dale-Harris, H. (2019) **What Do Students Think about Contextual Admissions?**, HEPI.
- Dearing Report (1997) **Higher Education in the Learning Society**, NCIHE.
- Department for Education (DfE) (2019) **Independent Panel Report to the Review of Post-18 Education and Funding: Presented to Parliament by the Secretary of State for Education by Command of Her Majesty (Augar Report)**, DfE. <https://www.gov.uk/government/publications/post-18-review-of-education-and-funding-independent-panel-report>
- Harrison, N. (2011). Have the Changes Introduced by the 2004 Higher Education Act Made Higher Education Admissions in England Wider and Fairer? **Journal of Education Policy**, 26(3): 449-468.
- Office for Students (2019) **English Higher Education 2019: The Office for Students Annual Review**, OfS.
- Russell Group (2025) **Building Opportunity for All**, Russell Group. <https://www.russellgroup.ac.uk/policy/policy-briefings/building-opportunity-all>
- Universities UK (2020) **Fair Admissions Review: June 2019-November 2020**, UUK.
- Westlake, Tim (2017) **Student Lifecycle Project, the speech at UCL, 2017/02/27**. <https://www.ucl.ac.uk/transforming-our-professional-services/sites/transforming-our-professional-services/files/lunch-and-learn-student-lifecycle-project-tim-westlake.pdf>
- Williams, J. (2020) **Sins of Admission: How University Application Processes Impact Schools and Colleges**, Policy Exchange.
- Yorke, M. (1999), **Leaving Early: Undergraduate Non-completion in Higher Education**, Falmer Press.